

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

中小企業等経営強化法

少子化の進む日本では、経営者の高齢化と労働力人口の減少が懸念される中、国際競争も激化していくと予想され、中小・小規模企業を取り巻く環境は益々厳しくなっています。

従業員一人当たりの付加価値額を示す労働生産性も、大企業では成長がみられるものの、中小・小規模企業ではほぼ横ばい状態で、格差は広がっています。

日本の経済が力強さを取り戻すには、従業員等の給料が増え、個人ベースで景気の上向きを実感し、GDPの約6割を占めている個人消費が活性化することが必要です。

これを実現するため、企業数では全体の99.7%を占める中小・小規模企業が生産性を高め、一人当たりの付加価値を増やす施策が検討されてきました。

このような背景から、労働生産性の格差を「稼ぐ力」で埋めるために、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を改題して、「中小企業等経営強化法」が平成28年7月に施行されました。

この「中小企業等経営強化法」により、「事業分野別指針」を踏まえて、自社の「経営力向上計画」申請書を作成し、認定されると、「固定資産税の軽減措置」や「金融措置」を受けることができます。

「事業分野別指針」は、経営力向上についてより具体的なイメージを抱いてもらうための「稼ぎ方」事例となっており、業種の現状認識、目標、稼ぐために必要となる具体的な実施事項まで書かれています。

「固定資産税の軽減措置」は、中小企業が「経営力向上計画」の認定を受け、160万円以上の機械及び装置であって、過去のモデルと比較して年間1%以上生産性が向上しているものを購入すれば、3年間、固定資産税が1/2に軽減されるというものです。平成28年度は既存の設備投資減税（生産性向上設備投資減税）の支援措置と併用して支援を受けられます。

「金融措置」では、計画に基づく新しい事業活動を行う場合、政策金融機関の低利融資を受けられることや、民間金融機関の融資に対する信用保証の増枠と保証料率の引き下げ等により、円滑な資金調達を支援しています。